

資料 1

立地適正化計画作成の訴求対象となる都市について

論点1について【第1回資料2より】

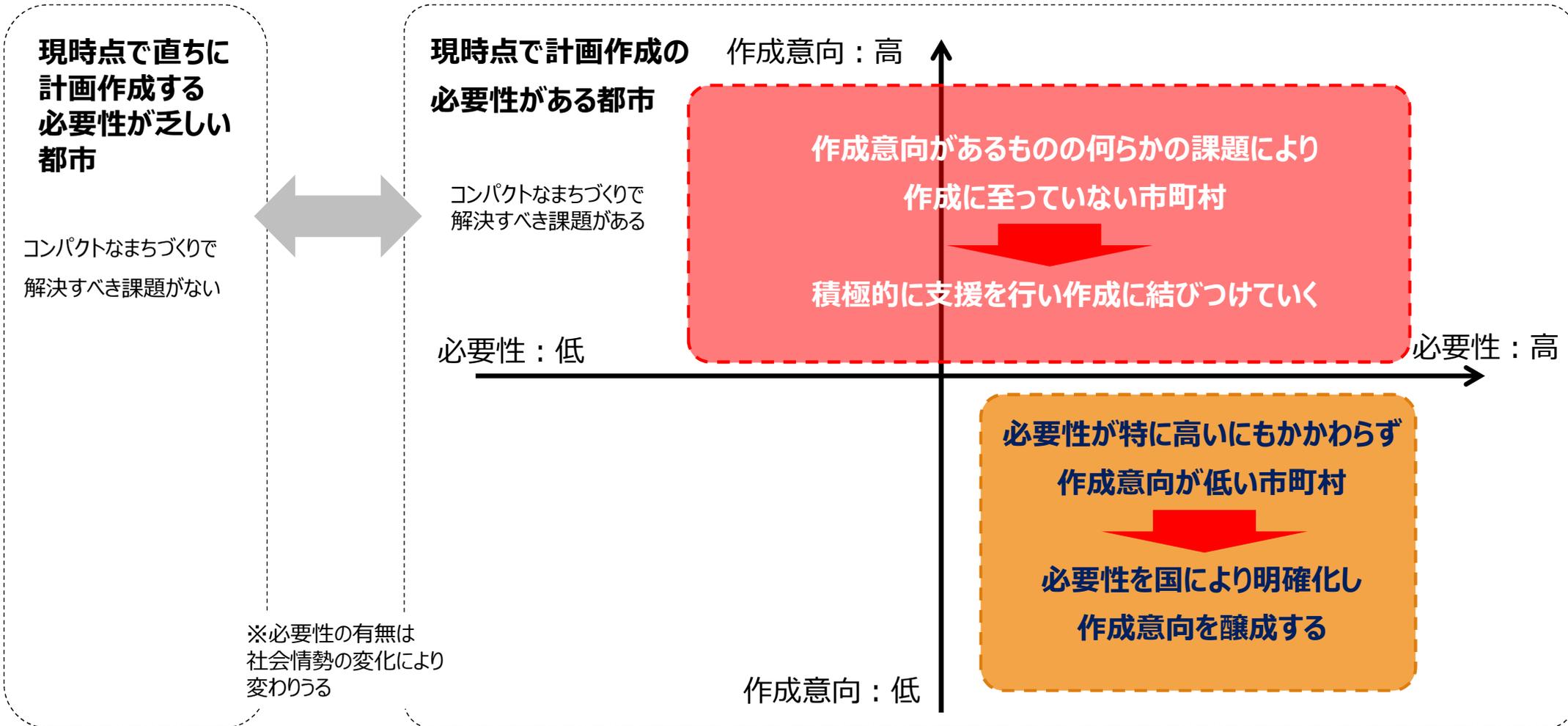
論点1：立地適正化計画作成の訴求対象となる都市はどのような都市か

(検討すべき事項)

○都市計画区域を持つ市町村（約1370都市）のうち、立地適正化計画を通じた施策効果が見込まれる都市はどのような都市か。人口動態や財政（公共施設管理）状況、地形条件などを踏まえ、計画作成に向けて訴求していくべき都市はどういった都市となるか。

立地適正化計画の作成を訴求する都市の考え方（案）

- 立地適正化計画は多くの都市で今後の持続可能なまちづくりのために必要な計画制度であるが、中には都市特性等を鑑みて、現時点では直ちに計画作成の必要性がない都市もある。また、**必要性がある都市の中でも、必要性が相対的に高い都市から低い都市までである**と考えられる。
- 一方で、**必要性が高いにもかかわらず、作成意向が低い都市もある**のではないかと考えられ、**今後は作成意向のみならず、必要性の高い都市に対してより積極的に立地適正化計画の作成を訴求していくことが必要ではないか。**
(⇒その上で、それぞれ都市がおかれた状況に合わせた、計画作成の訴求方法があるのではないか。(論点2))



現時点で直ちに
計画作成する
必要性が乏しい
都市

コンパクトなまちづくりで
解決すべき課題がない

現時点で計画作成の
必要性がある都市

コンパクトなまちづくりで
解決すべき課題がある

必要性：低

作成意向：高

作成意向があるものの何らかの課題により
作成に至っていない市町村
積極的に支援を行い作成に結びつけていく

必要性：高

必要性が特に高いにもかかわらず
作成意向が低い市町村
必要性を国により明確化し
作成意向を醸成する

作成意向：低

※必要性の有無は
社会情勢の変化により
変わりうる

計画作成の必要性を判断する要素（案）

- コンパクトなまちづくりによって解決すべき課題の存在は、**各都市の状況、各都市の課題**から判断され、以下のような項目にあてはまる都市については、立地適正化計画作成の必要性があるのではないか。
- 各都市の状況・課題に加え、**広域的な観点からも必要性を確認すべき場合が存在する**のではないか。

各都市の状況からみた必要性

必要性あり 人口の急激な減少や分布の変化
高齢者の増加をはじめとする年齢・世帯構成の急激な変化が見込まれる

必要性あり 市街地が拡散している、今後拡散が見込まれる

各都市の課題からみた必要性

必要性あり 災害リスクが増大、今後増大が見込まれる

必要性あり 都市機能施設の撤退や不足の可能性がある

必要性あり 公共施設の集約・再編が必要である

必要性あり 公共交通軸の持続可能性に大きな課題がある

必要性あり 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加など地域経済の課題がある

以下の場合においては広域的な観点からも左記の必要性を確認すべき

○ 周辺都市とともに都市圏を構成しており、一体的なまちづくりが必要な場合
例) 広域都市計画区域を構成している、広域生活圏、経済圏を構成している

○ 広域的に整合のとれた対策により低減すべき災害リスクが存在する場合
例) 流域治水協議会が組織されている

○ 広域的に維持すべき公共交通が存在する場合
例) 広域路線の法定協議会が組織されている

計画作成の必要性とその高低を判断する目安（案）

○特に以下のような項目に当てはまる都市については、計画作成の必要性が高いと判断されるのではないか。

都市の状況からみた必要性が高い都市

人口の急激な減少や分布の変化
高齢者の増加をはじめとする年齢・世帯構成の
急激な変化が見込まれる

市街地が拡散している、今後拡散が見込まれる

目安) DIDの消滅が直近で予想される

目安) 都市計画に基づく土地利用規制の即時の実施が困難

目安) 郊外部におけるばらだちが進行

都市の課題からみた必要性が高い都市

災害リスクが増大、今後増大が見込まれる

都市機能施設の撤退や不足の可能性がある

公共施設の集約・再編が必要である

公共交通軸の持続可能性に大きな課題がある

中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加など
地域経済の課題がある

目安) 高頻度での浸水が想定されるエリアに居住、資産が集中

目安) 直近で市街地が被災している

目安) 都市機能と周辺の人口構成にミスマッチが生じている

目安) 有形固定資産減価償却率など維持管理負担が増大

目安) サービスレベルの大幅な低下やルート変更が発生

目安) 拠点において空き地が増加している

※そのほか、周辺市町村を含む線引きの状況など土地利用に関する取組状況により必要性は変動

コンパクトなまちづくりが持つ施策効果

○密度の経済性の発揮を通じ、以下のような**多面的な施策効果が期待**される。併せて、特に昨今の社会課題から、**防災や公共交通軸の確保**といった点についても**施策効果の発揮が求められている**状況。

都市が抱える課題

都市の状況

- **人口減少・高齢者の増加**
- **拡散した市街地**
- **頻発・激甚化する自然災害**



都市の生活を支える機能の低下

- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

厳しい財政状況

- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応

都市部での甚大な災害発生

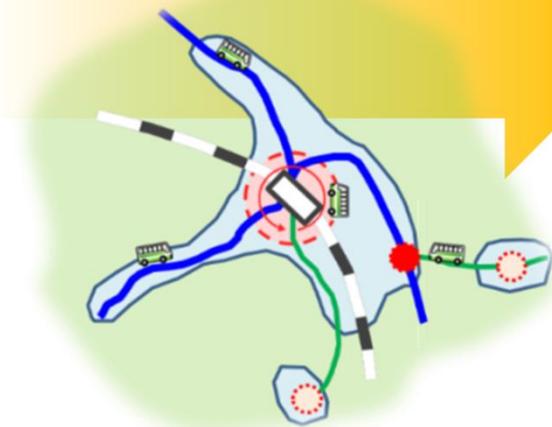
- 被害額の増加、都市機能の喪失

コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

+
ネットワーク

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築



中心拠点や生活拠点が
利便性の高い公共交通で結ばれた
多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティ化による効果の例

生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持・アクセス確保などの利用環境の向上
 - 高齢者の外出機会の増加、住民の健康増進
- ➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活・活躍できる都市環境

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
 - 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ➡ 地域内での消費・投資の好循環の実現

行政コストの削減等

- 行政サービス、インフラの維持管理の効率化
 - 地価の維持・固定資産税収の確保
 - 健康増進による社会保障費の抑制
- ➡ 財政面でも持続可能な都市経営

地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
 - CO2排出量の削減
- ➡ カーボンニュートラルな都市構造の実現

居住地の安全性強化

- 災害リスクを踏まえた居住誘導、対策の実施
- ➡ 災害に強い防災まちづくりの実現

都市計画制度に基づく土地利用コントロールに係る制度と立地適正化計画のそれぞれの役割

○市街化圧力がなく区域区分を行っていない市町村においても、土地利用規制のほかに、立地適正化計画を線引きの代替的措置として活用し、**緩やかなコントロール手法により居住を一定の区域に誘導することが重要**。区域区分を行っている市町村においては、立地適正化計画で市街化区域の内側に居住誘導区域を設定することにより、**人口減少の中でも居住の誘導を図り一定の人口密度の維持を図ることが可能**。

【都市計画運用指針第12版（令和5年12月）P7】

Ⅲ－2 運用に当たっての基本的考え方

3. 都市の将来像を実現するための適切な都市計画の選択

…

例えば、人口の減少に対応してコンパクトなまちづくりを推進するため、従来から設けられている土地利用規制の活用と併せて、立地適正化計画制度を活用することが考えられる。すなわち、**市街化区域と市街化調整区域の区分（以下「区域区分」という。）を行っていない市町村においては、区域区分の導入という強力なコントロール手法、用途地域における特別用途地区又は白地地域における特定用途制限地域の設定という土地利用規制のほかに、立地適正化計画を作成してインセンティブを講じるという緩やかなコントロール手法や居住調整地域の指定などによる開発規制を行う手法も選択できる**。また、**区域区分を行っている市町村においては、市街化区域の市街化調整区域への編入という強力なコントロール手法、用途地域における特別用途地区の設定という土地利用規制のほかに、立地適正化計画を作成してインセンティブを講じるという緩やかなコントロール手法が選択できる**。

【都市計画運用指針第12版（令和5年12月）P35】

Ⅳ－1－3 立地適正化計画

1. 基本的な考え方

…このような観点から、都市計画法に基づく都市計画に加えて、いわば広義の都市計画制度である立地適正化計画を活用することが重要である。

特に、区域区分を行っていない市町村においては、立地適正化計画を線引きの代替的措置として活用し、緩やかなコントロール手法により居住を一定の区域に誘導することが重要である。また、区域区分を行っている市町村においても、立地適正化計画で市街化区域の内側に居住誘導区域を設定することにより、人口減少の中でも居住の誘導を図り一定の人口密度の維持を図ることが可能となると考えられる。

参考：人口の集約に係るKPIの進捗状況（線引き/非線引き）

- 評価対象都市のうち、市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数は、**評価対象都市の63.9%**。
- 線引き、非線引き都市で比較すると、線引き都市の方が増加している都市の割合がやや大きい。

（評価対象） R3年度までに立地適正化計画を作成・公表した都市のうち、居住誘導区域を設定した都市 429都市を対象

（評価方法） 評価基準日とR5年4月1日の数値をもとに算出※

（結果） 評価対象都市429都市のうち、増加した都市は274都市（**63.9%**）

R5.4.1時点	増加した都市 <small>※維持した15都市を含む</small>		減少した都市		合計
全体	274 都市	63.9%	155 都市	36.1%	429都市
線引き	171 都市	66.0%	88 都市	34.0%	259都市
非線引き	103 都市	60.6%	67 都市	39.4%	170都市

参考：誘導施設の集約に係るKPIの進捗状況（線引き/非線引き）

- 評価対象都市のうち、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数は、**評価対象都市の63.6%**。
- 線引き都市は増加した都市の割合が大きいが、減少した都市の割合も大きい。一方、非線引き都市に関しては維持した都市の割合が大きい。

（評価対象） R3年度までに立地適正化計画を作成・公表した都市
（＝都市機能誘導区域を設定した都市） 431都市を対象

（評価方法） 評価基準日とR5年4月1日の数値をもとに算出※
（結果） 評価対象都市431都市のうち、維持又は増加した都市は274都市（**63.6%**）

R5.4.1時点	増加した都市		維持した都市		減少した都市		合計
	都市数	割合	都市数	割合	都市数	割合	
全体	149 都市	34.6%	125 都市	29.0%	157 都市	36.4%	431都市
線引き	97 都市	37.3%	64 都市	24.6%	99 都市	38.1%	260都市
非線引き	52 都市	30.4%	61 都市	35.7%	58 都市	33.9%	171都市

都市の状況からみた必要性

必要性あり

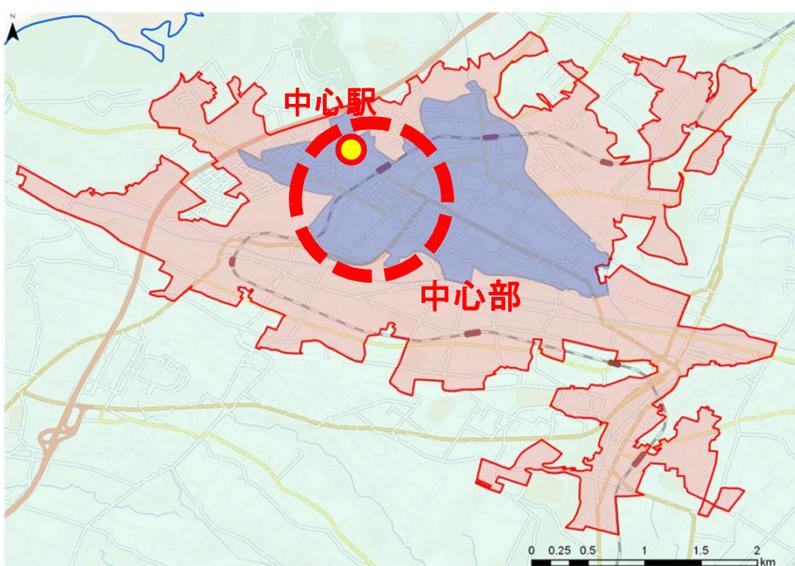
人口の減少が見込まれる

← 人口が急激に減少しない

○人口減少に伴い、居住を維持・誘導する必要性がある都市

- ・A市では、2005年時点の人口は1960年と同程度にもかかわらず、その間に人口集中地区の面積は約4倍に拡大した。
- ・その結果、2005年時点の人口集中地区の人口密度は、地区指定の目安となる40人/haを割りこんでいる。

人口集中地区の区域図（1960年、2005年）

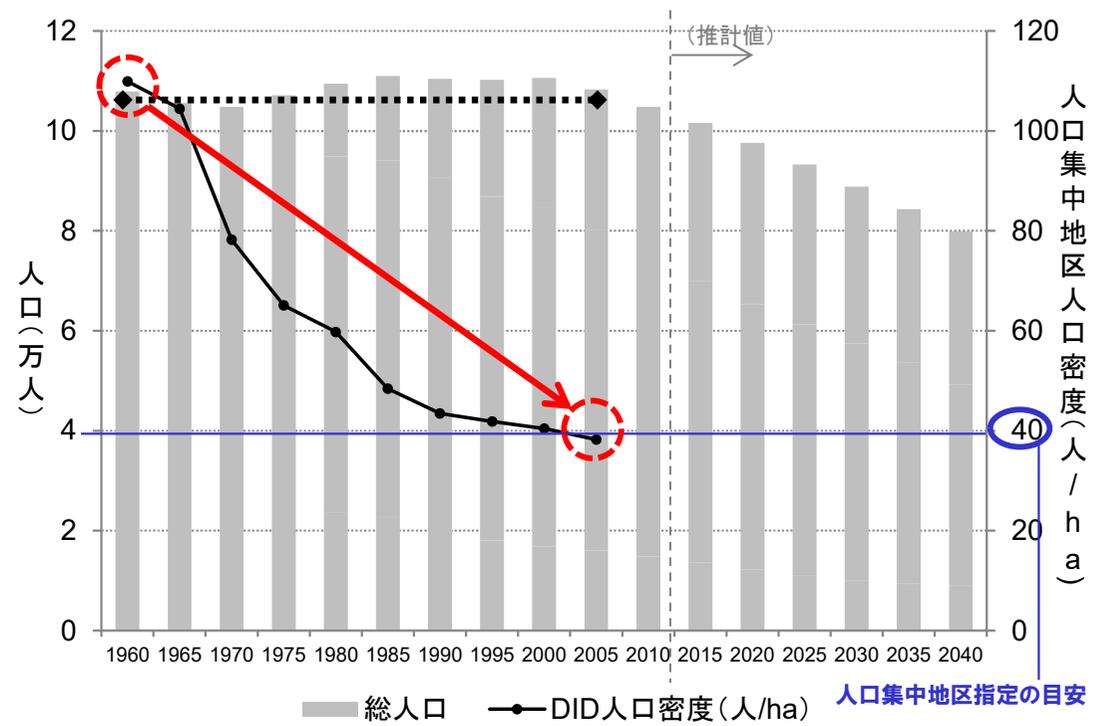


- : 1960年（1960年以降で最もDID人口密度の高い年）
- : 2005年

出典：図はA市立地適正化計画より抜粋し一部加工

DIDが約4倍に拡大

人口、及び人口集中地区の人口密度の推移



出典：図はA市立地適正化計画より抜粋し一部加工

DIDの人口密度は、地区指定の目安となる40人/haを割りこんでいる

都市の状況からみた必要性

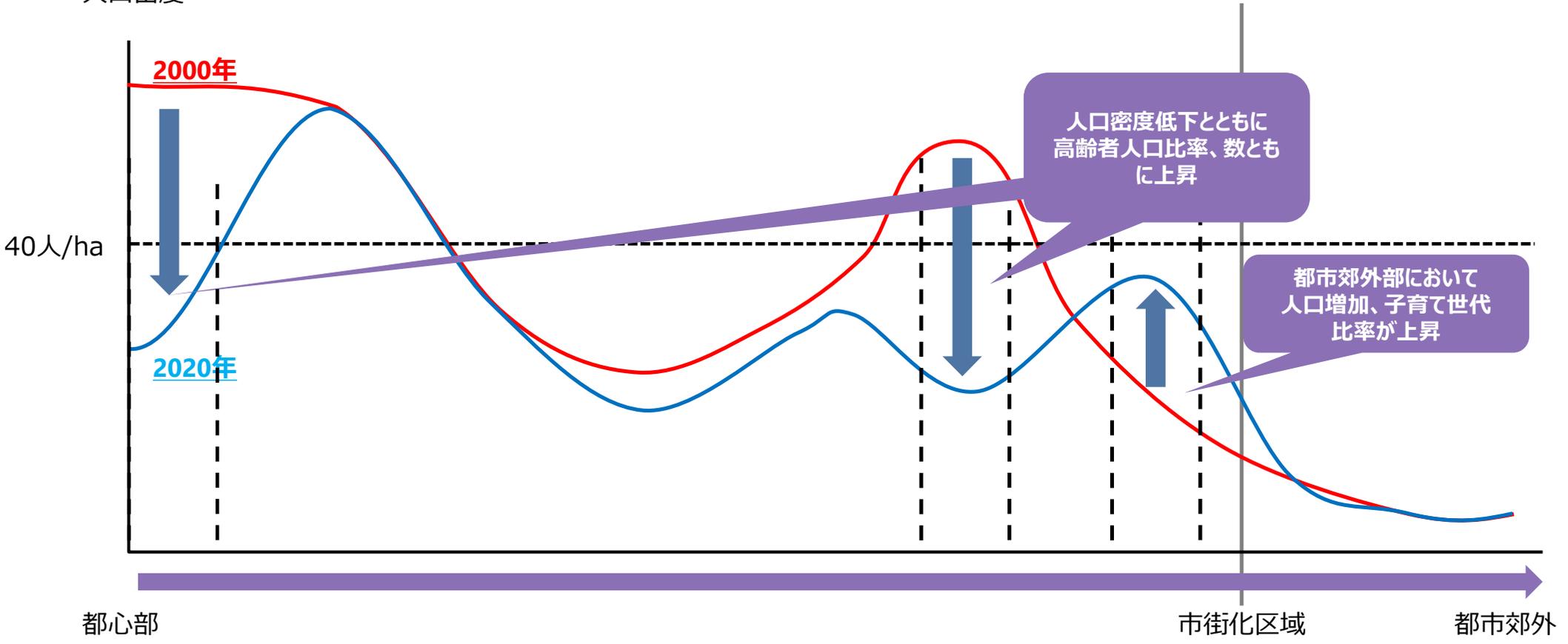
必要性あり 人口分布の変化が見込まれる
高齢者の増加をはじめとする年齢・世帯構成の急激な変化が見込まれる

↔
・人口分布が現行の都市基盤や都市機能と比較して適正
・年齢構成が急激に変化しない

- 人口の地理的分布の変化に伴い、居住を適切なエリアへ維持・誘導する必要性がある都市
- 人口分布の変化に伴い、高齢化率等が市域全体に比べて高い地域が発生し、対応の必要性がある都市

- ・旧来の市街地の人口が減少し、郊外の人口が増加する。それに伴い、旧来の市街地では高齢化率が高まり、郊外部においては子育て世代の比率が高まるようなケースが想定される。
- ・このような自治体では、居住や都市機能を適切に誘導し、人口の地理的分布の変化に対応する、あるいは変化を緩和する必要があると思われる。

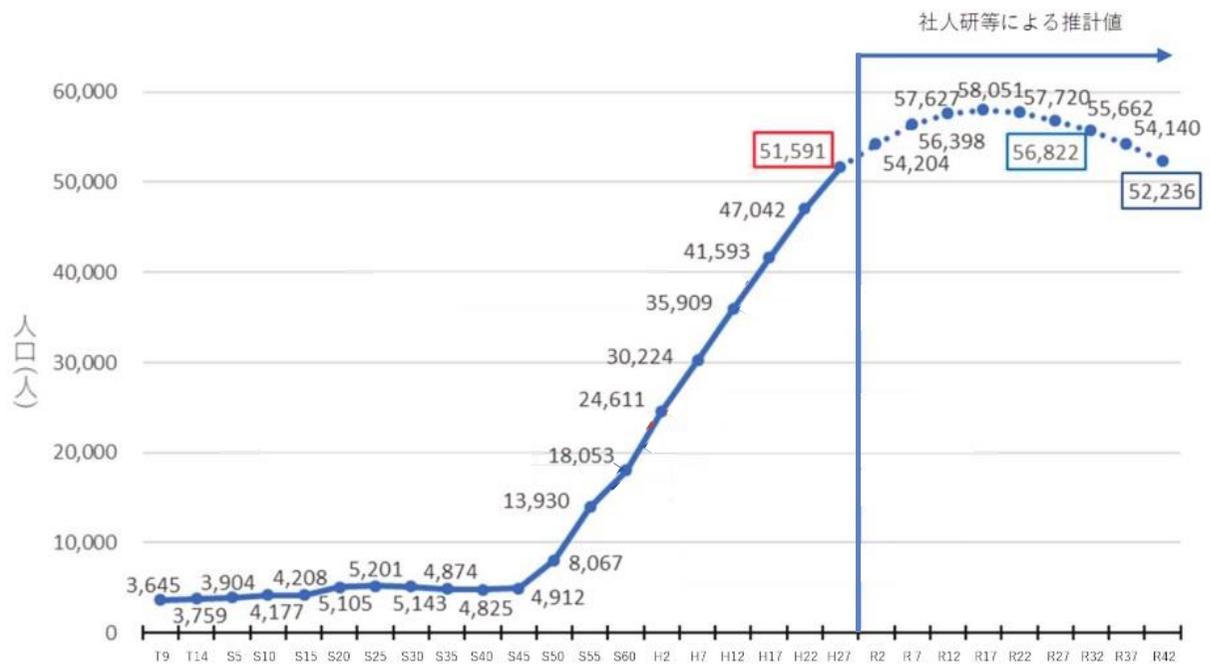
人口密度



都市の状況からみた必要性

例：人口分布の変化が見込まれる都市

- ・ B市では、隣接する大都市のベッドダウンとして人口が依然増加しているものの、旧集落において人口減少、新しい宅地で人口が大きく増加するなど、都市構造が大きく変化している

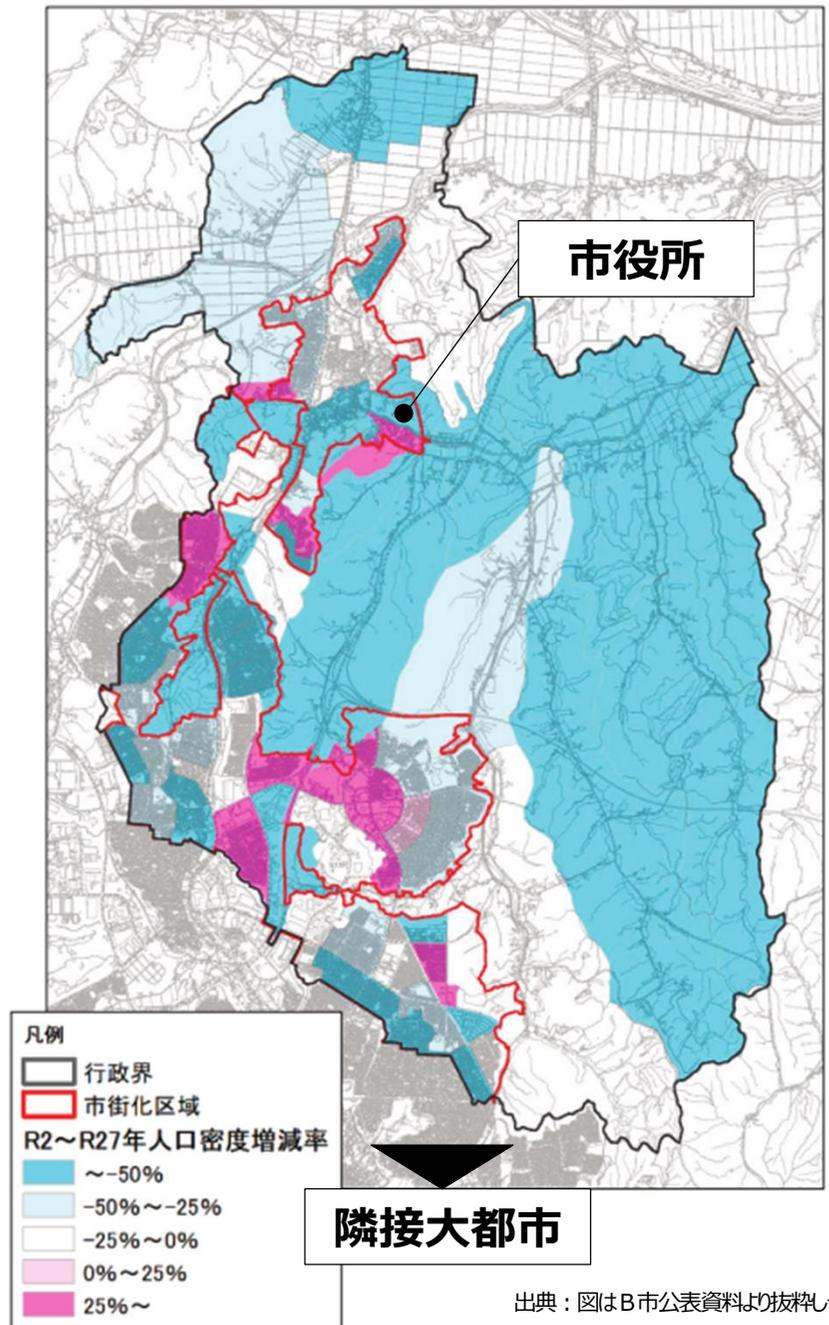


出典：図はB市公表資料より抜粋一部加工

人口は依然拡大基調

人口密度が半分になる地域と、25%以上増加する地域が存在

＜B市の地区別人口密度増減率（R2～R27）＞



出典：図はB市公表資料より抜粋一部加工

都市の状況からみた必要性

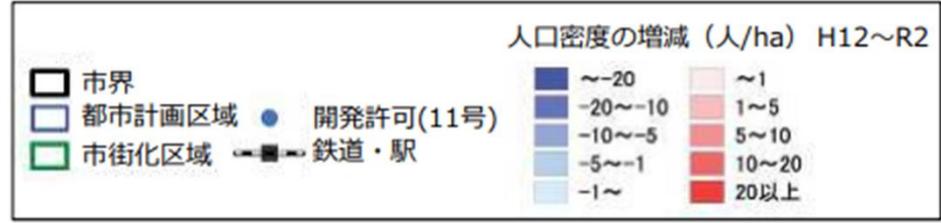
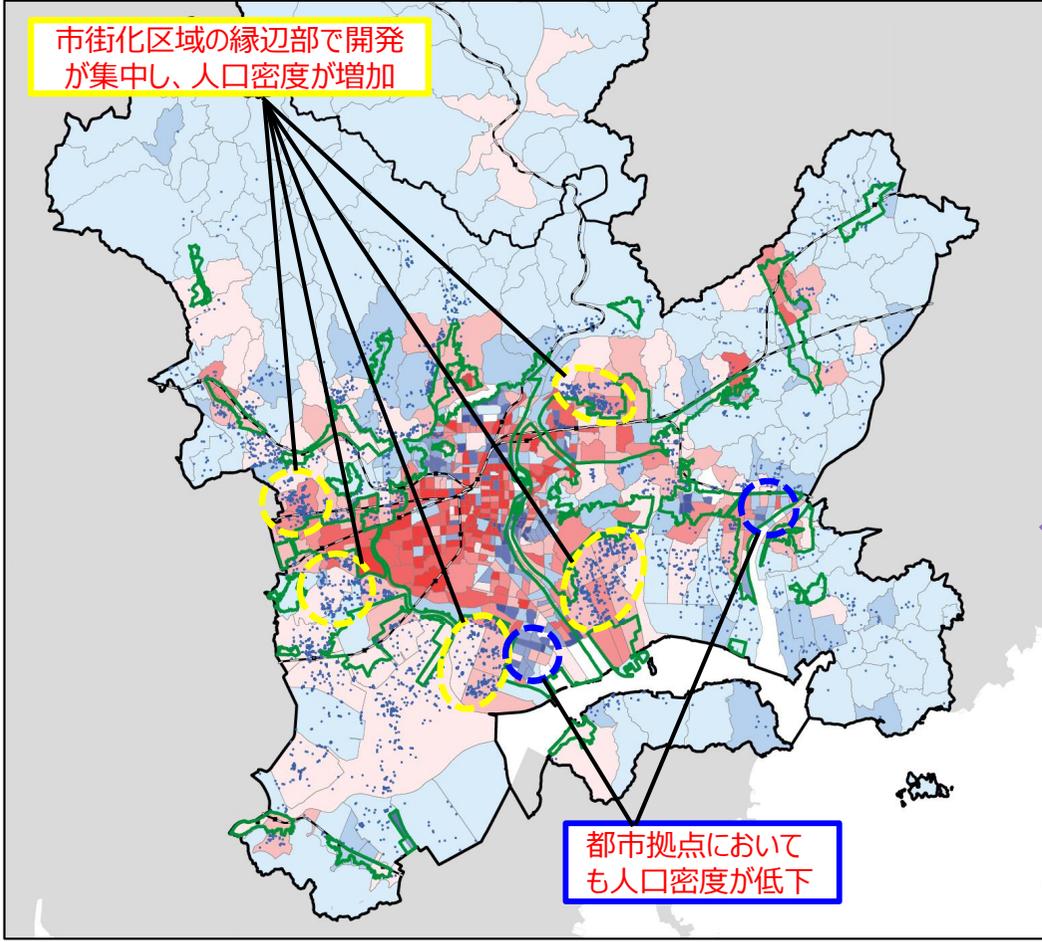
必要性あり

市街地が拡散している

○市街化区域内で人口が減少している一方で縁辺部で開発が進んでいることから、居住や都市機能を維持・誘導する必要がある都市

線引き都市：

- ・C市では、市街化区域内の拠点で人口密度が低下している一方で、市街化調整区域のうち、市街化区域の縁辺部で開発が数多く行われており、市街地の拡散が進んでいる。



・市域がほぼ稠密な既成市街地である
・都計区域のほとんどが調整区域や工業用途で、市街地が拡散していない
・可住地が限定的等により、既にコンパクトで、かつ周辺が実質的に開発不可能
・土地利用コントロール施策に積極的に取り組んでいる（線引きの見直しなど）

・誘導区域の設定が困難な場合：
人口密度が稠密なDID区域が行政区域全体に広がっている首都圏等の都市等

都市の状況からみた必要性

必要性あり

市街地が拡散している

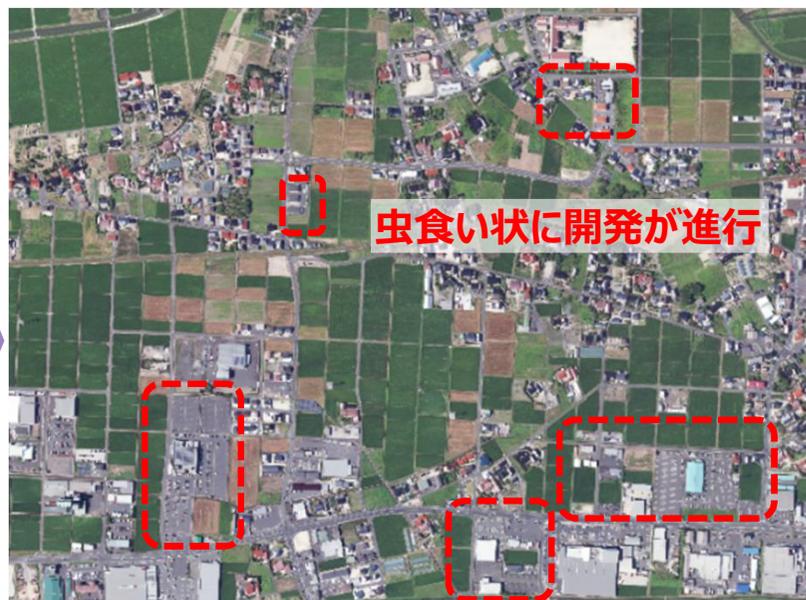
○区域区分が定められておらず、平坦な地形が広がっていることから郊外においても住宅や施設立地が進行しており、居住や都市機能を維持・誘導する必要性がある都市

非線引き都市：

- ・D市は、区域区分が定められておらず、平坦な地形が広がっているため、郊外部において住宅や商業施設等の立地が広がっている状況。

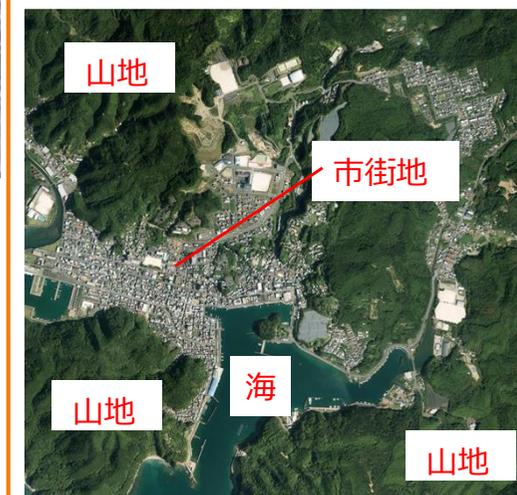


2000年（県統合型GISシステムより）



2021年（D市地図情報システムより）

・市街地の拡散が想定し難い場合：
可住地が限定的等により、既にコンパクトで、かつ周辺が実質的に開発不可能



(国土地理院航空写真より)



- ・可住地が限定的等により、既にコンパクトで、かつ周辺が実質的に開発不可能
- ・既にコンパクトな集落部で、かつ郊外に開発圧力がない
- ・土地利用コントロール施策に積極的に取り組んでいる（特定用途制限地域の指定など）

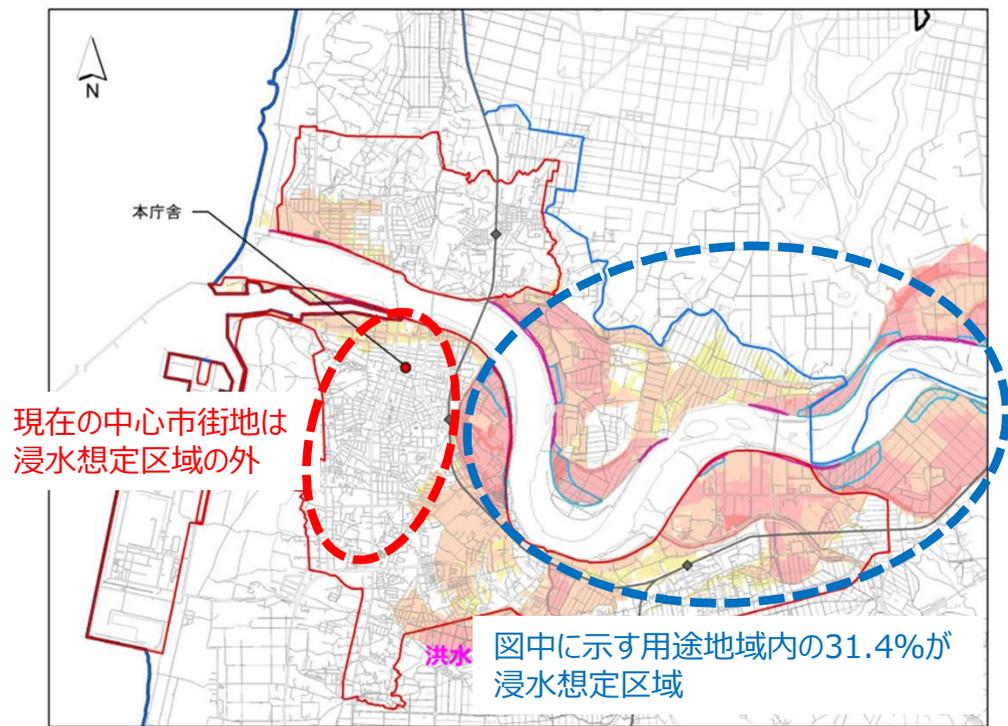
都市の課題からみた必要性

必要性あり

防災の観点から、より安全な地域への誘導が必要である

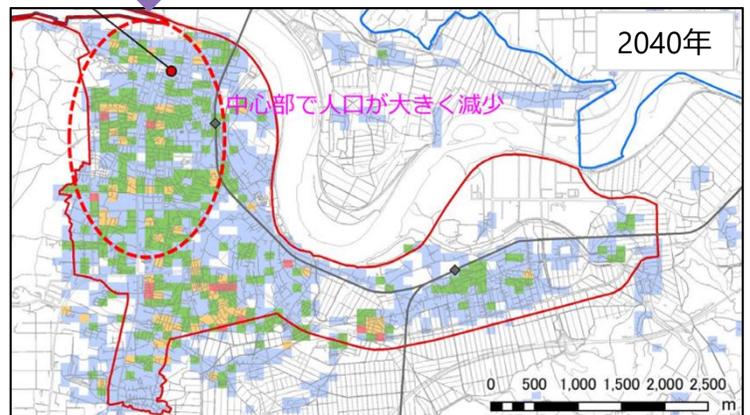
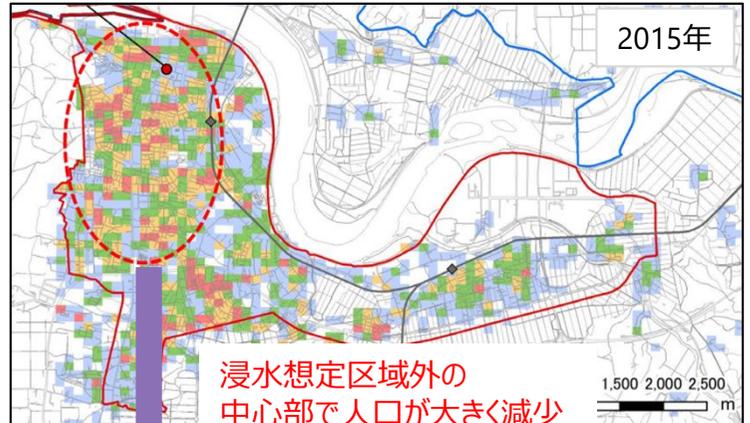
○災害の激甚化・頻発化を踏まえ、住まい方の工夫により災害リスクの低減を図る必要性がある都市

- ・E市においては、1000年に1回程度の最大規模の降雨による洪水が発生した場合、用途地域内の31%が浸水すると予想されている。
- ・2015年から2040年にかけてE市の総人口は約5.5万人から約3.2万人へ減少すると予想され、浸水リスクが比較的低い中心部においても人口が大きく減少すると予想されている。
- ・災害リスクの低い中心部への居住の誘導が必要である。



- 凡例 -

行政区域	都市計画区域	用途地域
家屋倒壊危険区域	河岸浸食	氾濫流
洪水浸水想定区域(m)		
0.5未満	0.5以上～3.0未満	3.0以上～5.0未満
		5.0以上～10.0未満
		10.0以上



人口総数(人) 2015年国勢調査100mメッシュを基に

0以上～1未満	1以上～20未満	20以上～40未満	40以上～60未満	60以上
---------	----------	-----------	-----------	------

出典：図はE市都市計画マスタープランより抜粋して一部加工

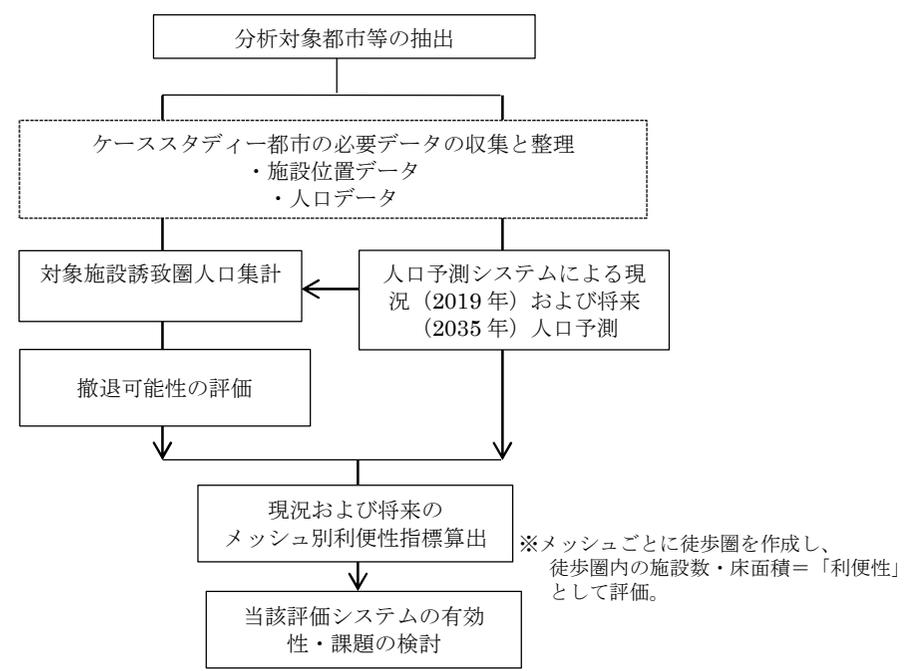
都市の課題からみた必要性

必要性あり

都市機能施設の撤退や不足の可能性がある

○人口分布や年齢・世帯構成の急激な変化に対応するため、都市機能を維持・誘導する必要性がある都市

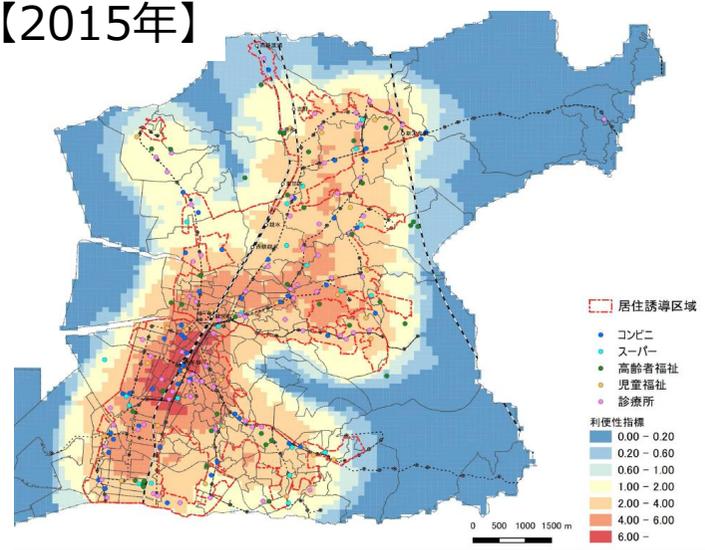
ケーススタディ都市：F市（人口約12万人）



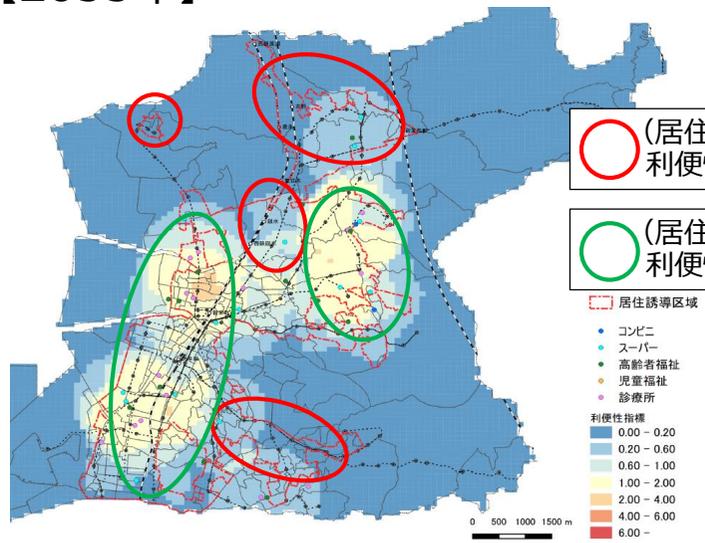
対象とする生活支援機能		維持に必要な規模
商業	スーパー等	3,000人/施設
	コンビニ	3,000人/施設
医療	診療所	1,400人/施設
福祉	高齢者介護福祉施設	65歳以上人口 1,000人/施設
	児童福祉施設（保育所等）	0～6歳人口 400人/施設

ケーススタディの手順および条件

【2015年】



【2035年】



- (居住誘導区域のうち) 利便性が低くなると考えられるエリア
- (居住誘導区域のうち) 利便性が維持されると考えられるエリア

居住誘導区域内でも利便性が低下する可能性があるエリアが存在

都市の課題からみた必要性

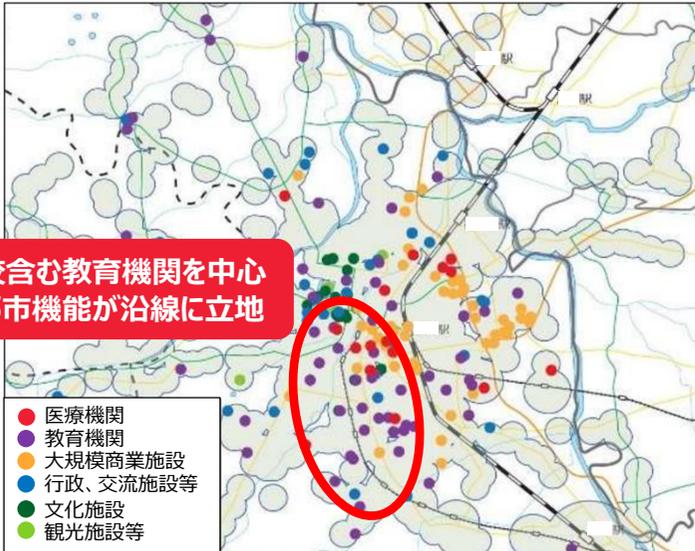
必要性あり

公共交通の持続可能性に課題がある

○地域公共交通の利便性の維持・向上のため、運行の効率化や利用者確保の観点から、都市施策と交通施策とを一体的に推進する必要性がある都市や、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会が設置されている都市



存廃について議論がなされている鉄道



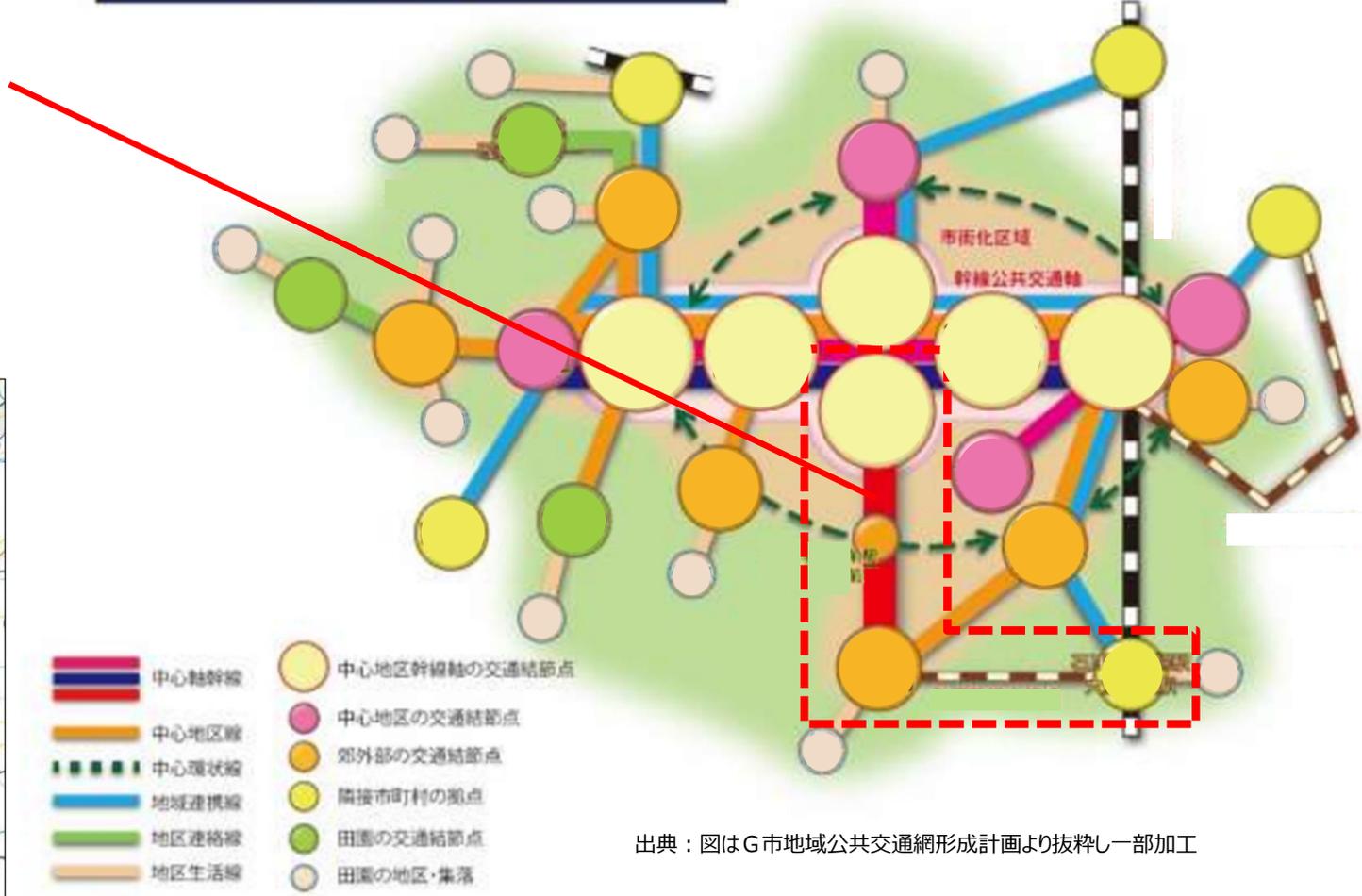
高校含む教育機関を中心に都市機能が沿線に立地

- 医療機関
- 教育機関
- 大規模商業施設
- 行政、交流施設等
- 文化施設
- 観光施設等

※1: 鉄道が利用しやすい範囲: JR 駅を中心とした半径 1km の範囲、a 鉄道駅を中心とした半径 500m の範囲
 ※2: バスが利用しやすい範囲: バス停を中心とした半径 300m の範囲と予約集合タクシーが運行する b 地区

出典: 図は G 市地域公共交通網形成計画より抜粋

公共交通網再編のイメージ



- 中心軸幹線
- 中心地区線
- 中心環状線
- 地域連携線
- 地区連絡線
- 地区生活線
- 中心地区幹線軸の交通結節点
- 中心地区の交通結節点
- 郊外部の交通結節点
- 隣接市町村の拠点
- 田舎の交通結節点
- 田舎の地区・集落

出典: 図は G 市地域公共交通網形成計画より抜粋し一部加工

都市の課題からみた必要性

必要性あり

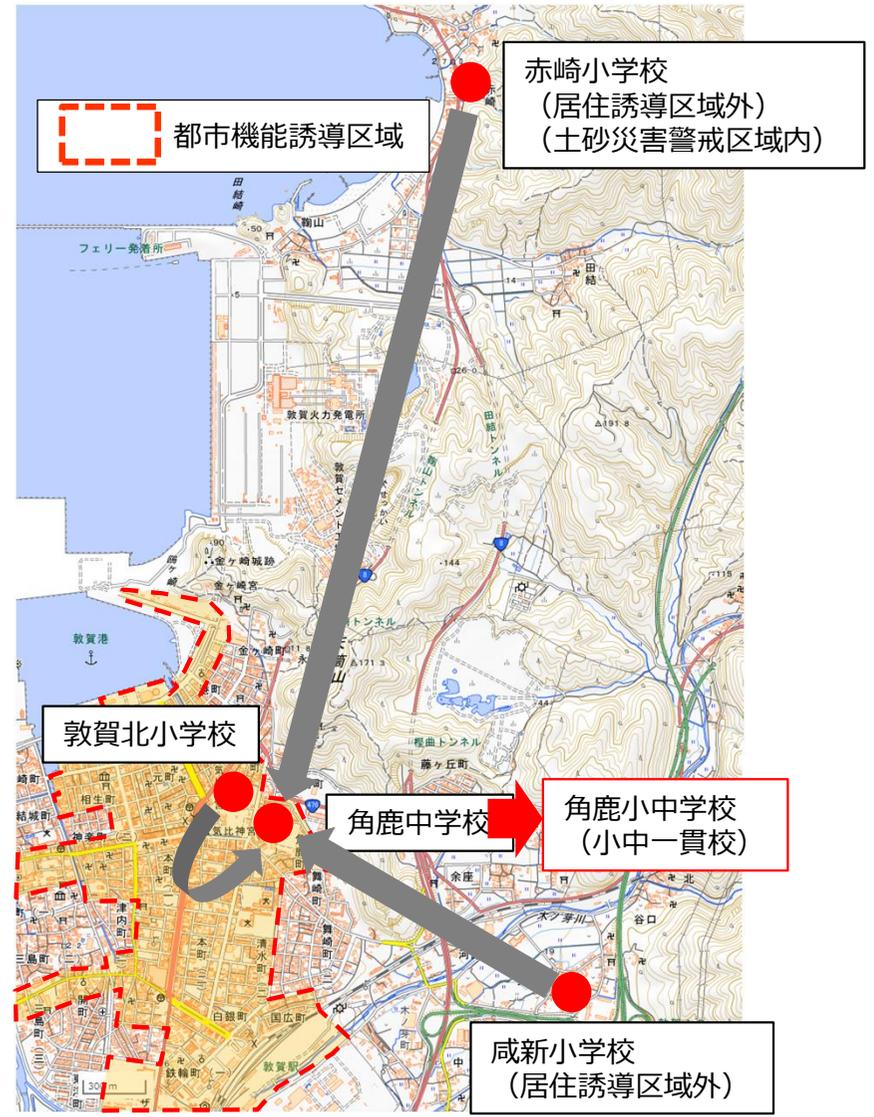
公共施設の集約・再編が必要である

○健全な財政を維持するため、少子高齢化の進展に合わせて公共施設の集約・再編を行うことにより維持管理費の削減を推進する必要がある都市

- ・敦賀市では、人口が減少する中、保有する学校施設の9割以上が築後30年以上経過し、維持管理及び更新が財政に与える影響は大きいと考えていた。
- ・敦賀北小学校・咸新小学校・赤崎小学校及び角鹿中学校を統合し、既存の角鹿中グラウンドに小中一貫校の校舎を新築。



- ◆旧校舎の老朽化や児童生徒の減少等の課題に対応した学習環境の充実
- ◆3小1中の統合により、9年間を通した連続性のある小中一貫教育の推進
- ◆郊外の2小学校を含む4つの学校をまちなかに統合したことにより、管理運営費が年間約23,000千円低減



地理院地図から作成

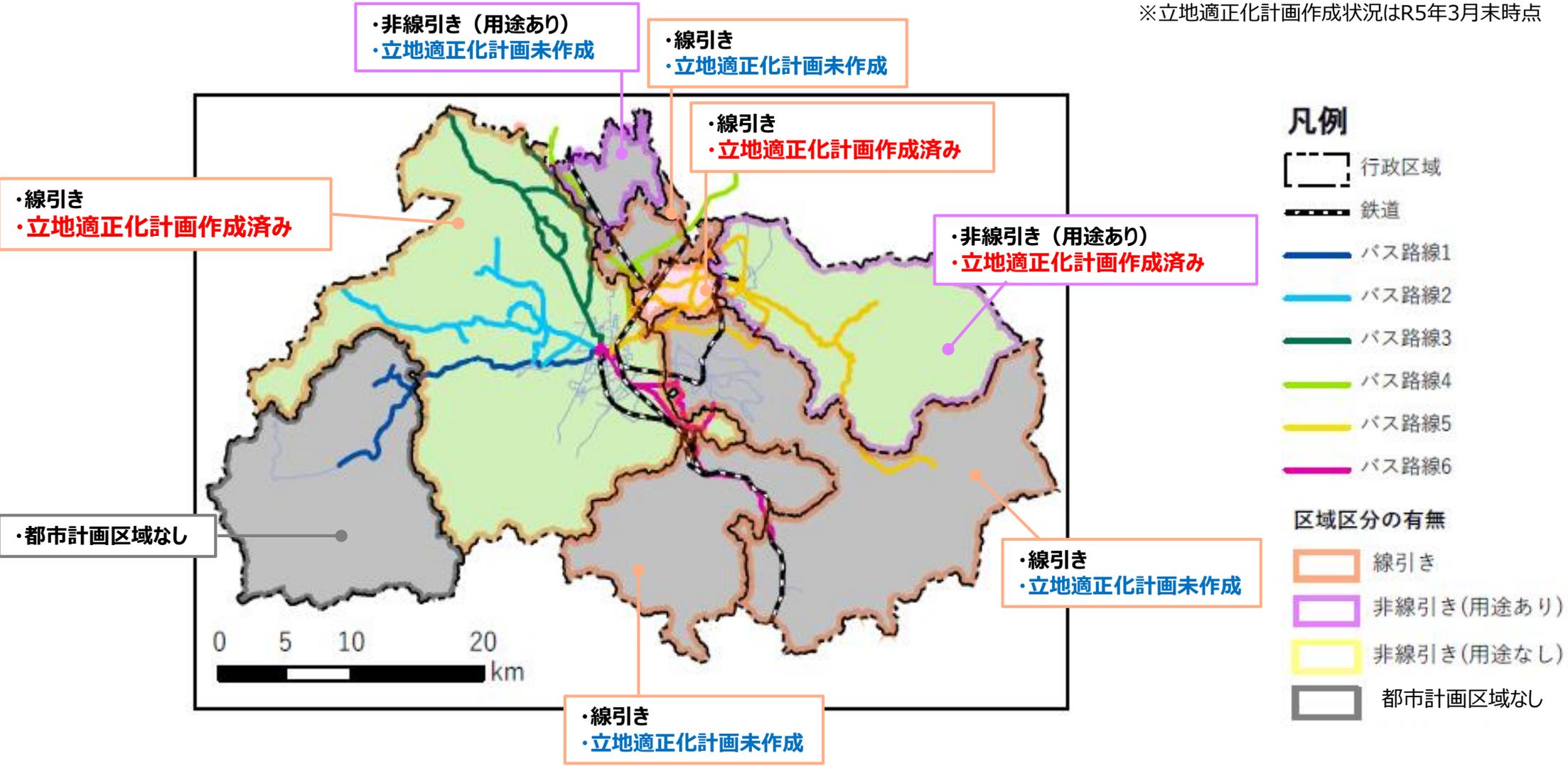
広域的な観点から必要性を確認すべき場合の例

○各都市の特性に加えて、防災や公共交通など、課題解決に向けて広域的なマネジメントが有効となる場合には、**関係市町村が連携して立地適正化計画を作成することが必要**ではないか。

公共交通との関係

・I 地区においては、広域的な公共交通ネットワークが形成されているが、立地適正化計画の作成市町村は一部にとどまっている。

※立地適正化計画作成状況はR5年3月末時点

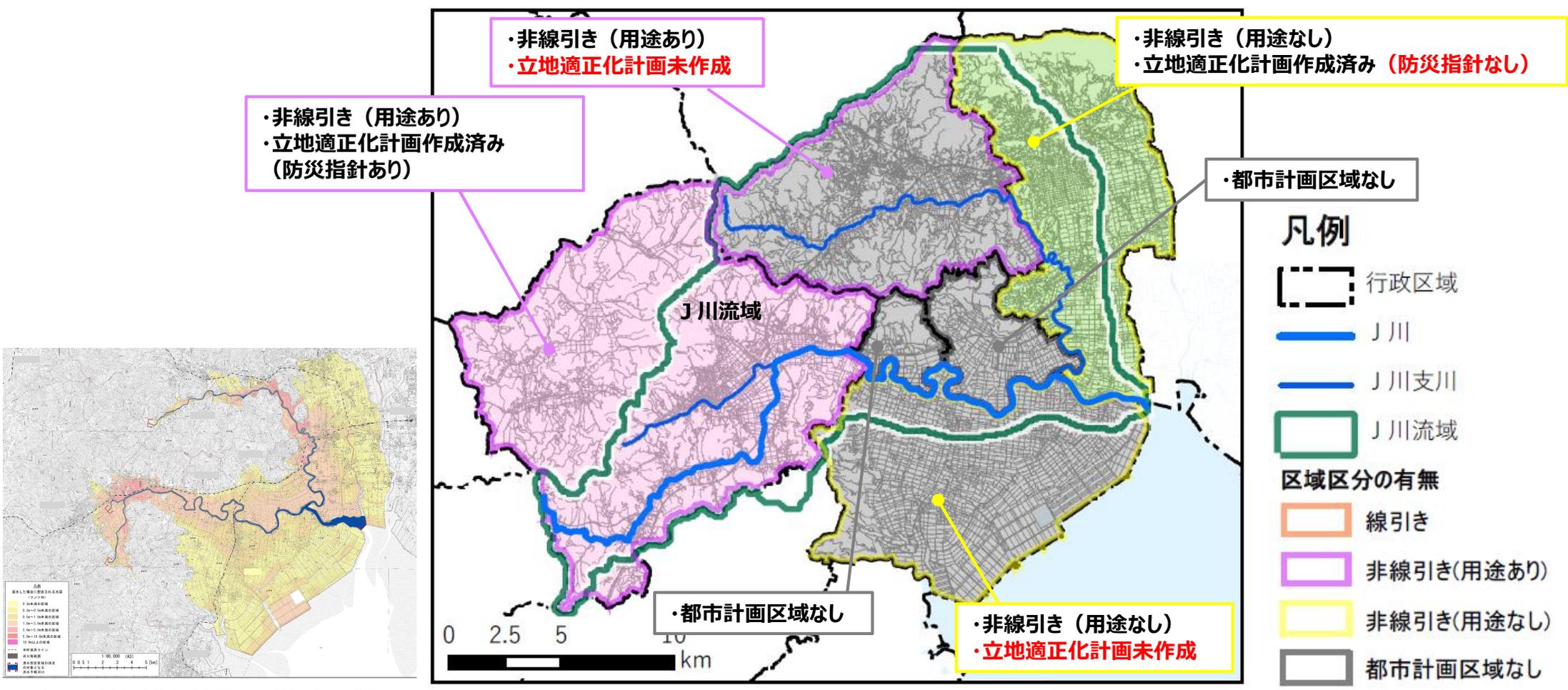


広域的な観点から必要性を確認すべき場合の例

○各市町村の特性に加えて、防災や公共交通など、課題解決に向けて広域的なマネジメントが有効となる場合には、**関係市町村が連携して立地適正化計画を作成することが必要**ではないか。

災害リスクとの関係

- ・ J川流域においては、流域治水プロジェクトにおいて防災指針の作成を掲げているが、作成市町村は一部にとどまっている。
※立地適正化計画作成状況はR5年3月末時点



<参考：J川水系洪水浸水想定区域図（計画規模）>

出典：国土数値情報 流域メッシュデータ(水系域)

参考：地域公共交通計画

- 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン
 - ・ 全ての地方公共団体に対して**作成の努力義務** ※計画作成数：893件（2023年11月末時点）
 - ・ 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

計画のポイント

- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
 - ・ 公共交通をネットワークとして捉え、**幹線・支線の役割分担の明確化**
 - ・ ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
 - ・ 従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源**（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を**最大限活用**
 - ・ MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
 - ・ コンパクトシティ等の**まちづくり施策との一体的推進**
 - ・ 観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
 - ・ 法定協議会において、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議を行い作成
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ **利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化** ⇒ データに基づくPDCA

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

参考：流域治水プロジェクト

流域治水プロジェクト ～一級水系（109水系）、二級水系（約500水系）で策定・公表～

○「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムでの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、全国109の一級水系、約500※の二級水系で策定・公表（R5.3末時点）。

○今後、関係省庁と連携して、プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図る。

※河川整備計画を策定済みの水系のみ集計

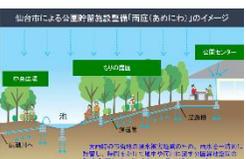
【ポイントその①】 様々な対策とその実施主体が見える化

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備 等



河道掘削
(石狩川水系、北海道開発局)



公園貯留施設整備
(名取川水系、仙台市)



用水路の事前水位低下による雨水貯留
(吉井川水系、岡山市)

② 被害対象を減少させるための対策

- 土地利用規制・誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供 等



公園貯留施設(大洲市)
二線堤の保全・拡充
(肱川水系、大洲市)



災害危険区域設定
(久慈川水系、常陸太田市)



住宅地盤盤上げに対する助成
(梯川水系、小松市)

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設 等



自主防災活動による堰堤設置
(損保川水系、たつの市)



避難訓練の支援
(五ヶ瀬川水系、高千穂町)



公園等を活用した高台の整備
(庄内川水系、名古屋市)

【ポイントその②】 対策のロードマップを示して連携を推進

・ 目標達成に向けた**工程を段階的に示し、実施主体間の連携を促進**

短期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地等のハード・ソフト対策等、短期・集中対策によって浸水被害の軽減を図る期間（概ね5年間）

中期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等による安全なまちづくり等によって、当面の安全度向上を図る期間（概ね10年～15年間）

中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間（概ね20～30年間）

<ロードマップのイメージ>

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策	河道掘削	河川事務所、都道府県、市町村	短期	中期	中長期
	ため池等の活用	市町村	短期	中期	中長期
被害対象を減少させるための対策	浸水リスクの低いエリアへの居住誘導	市町村	短期	中期	中長期
	浸水防止板設置	市町村	短期	中期	中長期
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	公園を利用した高台整備	市町村	短期	中期	中長期
	地区タイムラインの作成	都道府県、市町村	短期	中期	中長期

【ポイントその③】 あらゆる関係者と協働する体制の構築



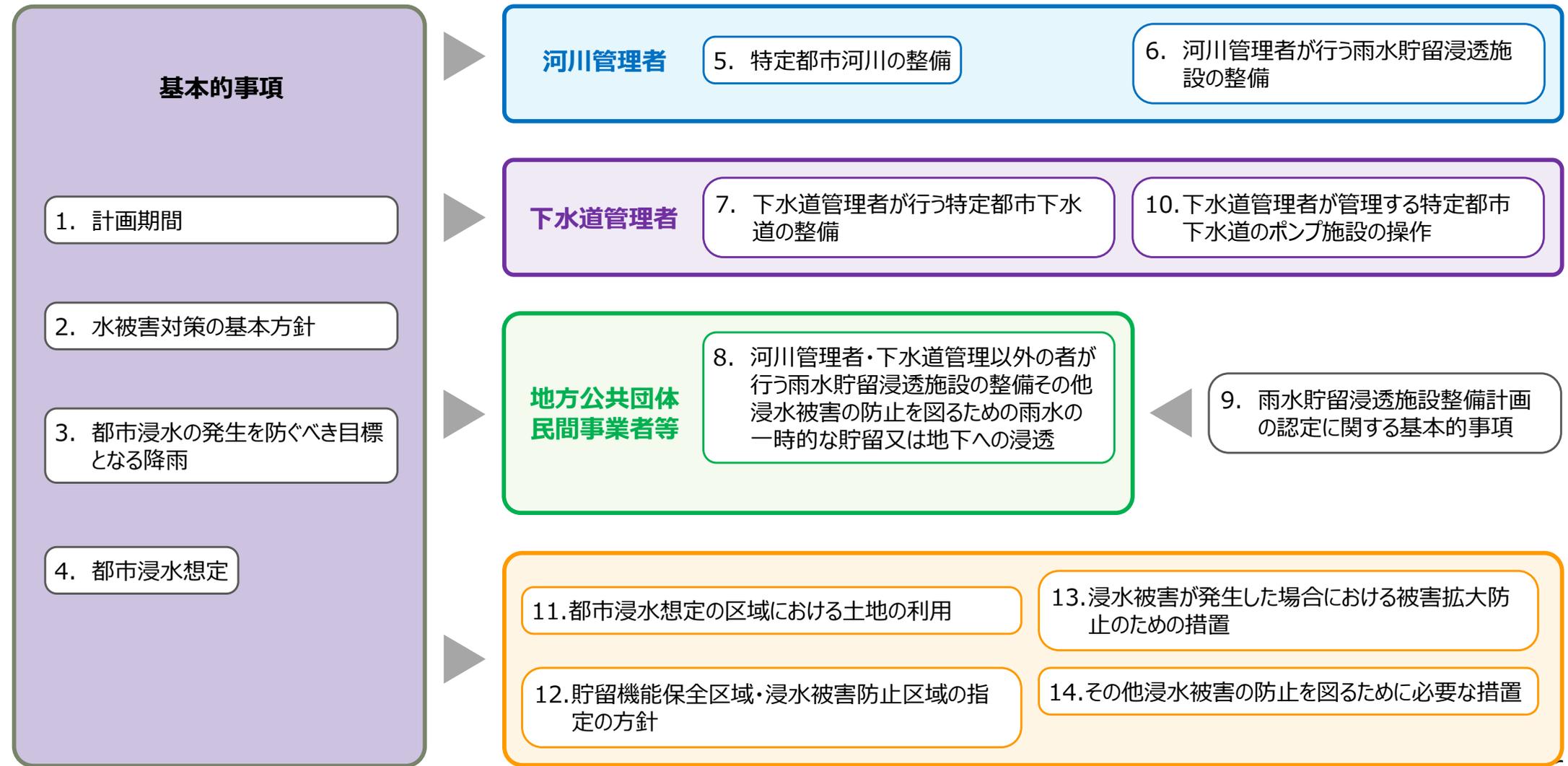
流域治水協議会開催の様子

- ・ **全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。**
- ・ **地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進**

参考：流域水害対策計画

➤ 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、流域水害対策協議会等における協議を踏まえ河川管理者や地方公共団体等が共同して流域水害対策計画を策定。

流域水害対策計画に記載する事項（法第4条第2項）



■ 立地適正化計画の作成を訴求すべき都市について

- 多くの都市において、コンパクト施策に取り組むことで解決される都市的課題を抱えており、**立地適正化計画の作成の必要性があると考えられる。**また、**広域的な観点からも必要性を確認すべき場合が存在する**のではないかと。
- 必要性がある都市の中でも、**必要性の特に高い都市がある**のではないかと。
- 取組の裾野拡大にあたっては、まずは作成意向のある都市に対して作成を訴求することが重要。**一方で、必要性が高いにもかかわらず意向が低い都市が存在しており、今後は作成意向のみならず、**必要性の高い都市に対してより積極的に立地適正化計画の作成を訴求していくことも必要**ではないかと。
- 作成意向があるにもかかわらず作成に至っていない都市と、必要性が高いにもかかわらず意向が低い都市に対しては、**それぞれ異なったアプローチが必要と考えられるが、具体的にどういった対応が必要か**（論点2で具体的に議論）。